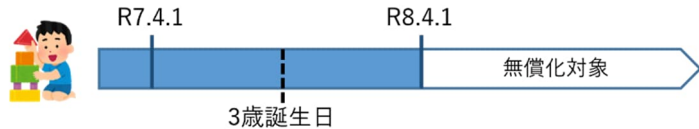


令和7年度ひょうご保育料軽減事業(認可外事業所内保育所) 保護者向けよくある質問

【目次】

- [1 対象子どもについて](#)
- [2 所得制限\(市民税または町民税の所得割額\)について](#)
- [3 申請書類・添付書類について](#)
- [4 申請方法](#)
- [5 その他](#)

【1 対象子どもについて】

No.	質問	回答
1-1	子どもが今年度の途中で3歳になりますが、対象になりますか。	<p>保育の必要性のある子どもの場合、3歳になった後の最初の4月1日から幼児教育・保育無償化の対象になります。それまでは無償化対象外なので、保育料軽減事業の対象です。</p> <p>なお、住民税非課税世帯の0～2歳の子どもは、無償化が受けられるので、保育料軽減事業は対象外です。</p> <p>※住民税非課税世帯の0～2歳の子どもで、利用している施設が令和6年10月から無償化の対象外となった場合は、保育料軽減の対象となります。</p> 
	令和7年4月以降に生まれた子どもは対象になりますか。	今年度(令和7年4月～令和8年3月)、対象保育施設に入園される場合は対象になります。
1-2	年度途中に入園しましたが、対象になりますか。 年度途中で退園する場合はどうなりますか。	<p>今年度(令和7年4月～令和8年3月)のうち、対象保育施設に在籍している期間(途中入園の場合は入園月から。途中退園した場合は退園月までの期間)が対象になります。</p> <p>ただし、入園(退園)した月の保育料が日割り計算によって5,000円未満になる場合は、その月は補助の対象外です。</p>
1-3	第1子、第2子はどう数えるのですか。	<p>保護者と生計を一にする(保護者が扶養している)子どものうち、年齢が上の子どもから順に第1子、第2子…とカウントします。双子、三つ子の場合も、出生順に第1子、第2子…と数えます。</p> <p><例1> 子ども3人(小学生、年長、2歳児クラス)の場合 ⇒小学生: 第1子、年長: 第2子、2歳児クラス: 第3子</p> <p><例2> 子ども2人(1歳児の双子) ⇒1歳児①: 第1子、1歳児②: 第2子</p>

No.	質問	回答
1-4	上の子どもは進学のため、親やほかのきょうだいとは別に暮らしていますが、生活費等は親が負担しています。この子どもが第1子になりますか。	お尋ねのケースでは、生活費等を保護者が負担しているとのことですので、親と住所が異なっても、カウントに含めます。申請の際に、「兄弟に関する申立書」を併せてご提出ください。
1-5	離婚した元配偶者との間に子どもが1人(元配偶者が養育)、現在の配偶者との間に子どもが1人います。この子どもは第2子となりますか。	保護者と生計を一にする(保護者が扶養している)子どものうち、年齢が上の子どもから順にカウントしますので、お尋ねのケースでは、元配偶者が養育している子どもはカウントせず、現在の配偶者との子どもが第1子になります。
1-6	非課税世帯ですが、無償化の給付を受けていません。対象になりますか。	申し訳ありませんが、幼児教育・保育の無償化対象になる子どもは、給付を受けている・受けていないに関わらず、保育料軽減事業の対象外です。 ただし、非課税世帯に該当し、利用している施設が令和6年10月以降、無償化の対象外となった場合のみ、保育料軽減事業の対象となります。 なお、非課税世帯の方が、無償化の対象となるためには、お住まいの市町から認定を受ける必要がありますので、市町の保育担当課へご相談ください(企業主導型保育事業の従業員枠利用の場合は施設へ)。
1-7	利用している施設が、無償化の対象施設か分かりません。	無償化の対象施設は、市・町のホームページで公表されています。
1-8	第1子、第2子の2人が、対象保育施設を利用しています。所得制限や補助上限額は「第2子」の基準で判断してよいのですか。	出生順に第1子、第2子…と数えるため、それぞれ個別に対象になるか判断します。第1子の所得制限を超えている場合は、第2子のみ補助の対象となります。

【2 所得制限(市民税または町民税の所得割額)について】

No.	質問	回答
2-1	「所得割額」とは何ですか。	「所得割額」とは住民税の一部で、前年の所得に応じて課税される金額が決まります。 <例> 令和6年度の住民税 :令和5年1月1日～12月31日の所得を基に算定 令和7年度の住民税 :令和6年1月1日～12月31日の所得を基に算定
2-2	保護者(父・母)が2人とも働いて、それぞれ住民税が課税されています。2人の市民税(町民税)の所得割額を合算した額で、対象となるか判定されるのでしょうか。	そのとおりです。

No.	質問	回答
2-3	子ども2人(第1子・第2子)が対象の保育所を利用しています。保護者の市民税(町民税)所得割額の合計は、「第1子」の所得制限額を超えていますが「第2子以降」の所得制限額以内です。2人分が対象になりますか。	<p>保育所を利用している子どもごとに、それぞれ対象になるか判定します。</p> <p><例1> 子ども2人(第1子:2歳児クラス、第2子:0歳児クラスを利用)、保護者の市民税(町民税)所得割額の合計が12万円 ⇒第1子…対象外、第2子…対象</p> <p><例2> 子ども2人が利用(第1子:2歳児クラスを利用、第2子は保育所の利用なし)、保護者の市民税(町民税)所得割額の合計が12万円 ⇒第1子…対象外、第2子…対象</p>
2-4	令和6年度の市民税(町民税)所得割額は制限内ですが、令和7年度の所得割額は超えています。対象になりますか。	<p>令和6年度の市民税(町民税)所得割額で令和7年4月～8月分、令和7年度の所得割額で令和7年9月～令和8年3月分の保育料が補助の対象になるかどうか判定します。</p> <p>このケースの場合、令和7年4月～8月分の保育料のみ補助の対象になります。</p>
2-5	令和6年度は非課税でしたが、令和7年度は課税されています。	<p>令和6年度が非課税の場合、令和7年4月～8月分の保育料は、保育料軽減の対象外です。</p> <p>ただし、非課税世帯に該当し、利用している施設が令和6年10月以降、無償化の対象外となった場合のみ、保育料軽減事業の対象となります。</p> <p>なお、非課税世帯の方が無償化の対象となるためには、お住まいの市町から認定を受ける必要がありますので、市町の保育担当課へご相談ください(企業主導型保育事業の従業員枠利用の場合は施設へ)。</p>
2-6	令和6年度は課税されていましたが、令和7年度は非課税です。	<p>令和7年度が非課税の場合は、令和7年9月～令和8年3月分の保育料は、保育料軽減事業の対象外です。</p> <p>ただし、非課税世帯に該当し、利用している施設が令和6年10月以降、無償化の対象外となった場合のみ、保育料軽減事業の対象となります。</p> <p>なお、非課税世帯の方が無償化の対象となるためには、お住まいの市町から認定を受ける必要がありますので、市町の保育担当課へご相談ください(企業主導型保育事業の従業員枠利用の場合は施設へ)。</p>
2-7	ひとり親で、昨年の収入がなかったため非課税です。同居家族(子どもの祖父母)には収入があり、住民税が課税されています。この場合は、誰の所得割額で判定されますか。	<p>保護者(子どもの親)が非課税で、同居家族(子どもの祖父母等)に収入がある場合は、同居家族の市民税(町民税)所得割額で対象になるか判定します。</p> <p>なお、無償化の対象になるか、一度、市町(企業主導型保育事業の従業員枠利用の場合は施設)へご相談ください。</p>

No.	質問	回答
2-8	ひとり親で非課税です。同居家族(子どもの祖父母)とは世帯分離しています。祖父母ではなく親の所得割額で判定されますか。	同居されているのであれば、同一世帯とみなし、同居家族(子どもの祖父母等)に収入がある場合は、同居家族の市民税(町民税)所得割額で対象になるか判定します。 なお、無償化の対象になるか、一度、市町(企業主導型保育事業の従業員枠利用の場合は施設)へご相談ください。
2-9	配偶者は仕事の都合により、家族とは別の住所に居住しています(単身赴任など)。配偶者は「世帯」に含まれますか。	配偶者が家族に生活費を送金している、余暇には家族と起居を共にすることを常例としている場合などは「生計を一にする」ものとして取り扱い、配偶者の所得割額を含めた額で本事業の対象になるか判定します。
2-10	住民税の減税を受けています。減免前・減免後のどちらの所得割額で判定されるのでしょうか。	減免後の所得割額で判定します。
2-11	税の修正申告を行ったので、住民税の通知書が2通あります。どちらの額を見ればいいのでしょうか。	「変更後」の通知書に記載の所得割額でご確認ください。
2-12	所得割額は0円ですが、均等割額は払っています。この場合は、「非課税世帯」に該当しますか。	均等割額が課税されている(0円ではない)のであれば、「非課税世帯」ではありません。
2-13	年度途中で離婚し、ひとり親になりました。元配偶者の所得割額も含めて判定されるのでしょうか。 【関連】3-14	年度途中で世帯の状況が変わった方は、変わる前と変わった後でそれぞれ対象になるか判定します。 <例> 6月に離婚後、母が子どもを養育 ⇒4～6月利用分 両親の市町民税所得割額で判定 ⇒7～3月利用分 母親の市町民税所得割額で判定
2-14	市民税(町民税)所得割額を確認できる通知書が手元にありません。自分の子どもが補助対象かどうか確認する方法はありますか。	マイナポータルにログインすることで、自分の課税情報を確認することができます。
2-15	定額減税は、「税額控除額」に含めるのですか。(令和6年度の所得割額を確認するとき)	定額減税額は、税額控除額に含めません。 (定額減税があるのは令和6年度の税額通知書・課税証明書のみです。令和7年度の住民税には定額減税はありません。)

【3 申請書類・添付書類について】

No.	質問	回答
3-1	「市(町)民税・県民税 特別税額決定・変更通知書」を紛失しました。代わりに源泉徴収票のコピーを提出できますか。	源泉徴収票には、「市(町)民税所得割額」の記載がありませんので、代用できません。 お手数ですが、市役所・町役場の窓口等で「課税証明書」の発行を受けてください(手数料がかかる場合があります)。

No.	質問	回答
3-2	「納税通知書」や「課税明細書」を紛失しました。住民税の領収書は残っていますが、代わりになりますか。	住民税の領収書では、課税されていることは確認できませんが、「市(町)民税所得割額」の記載がありませんので、代用できません。 お手数ですが、市役所・町役場の窓口等で「課税証明書」の発行を受けてください(手数料がかかる場合があります)。
3-3	課税証明はどこで発行できますか。	市役所・町役場の窓口等で受けられます。また、マイナンバーカードを使ってコンビニで発行できる場合もあります。詳しくは、お住まいの市役所・町役場へお問い合わせください。
3-4	昨年引越をして住所が変わりました。昨年の課税証明は、今住んでいる市の市役所で発行できますか。	その年の1月1日時点で住所があった市町村へ申請してください。 <例> 令和6年度の住民税 : 令和6年1月1日の住所地 令和7年度の住民税 : 令和7年1月1日の住所地
3-5	同じ年度の通知書が複数あります。どれを提出すればいいですか。	最新のものをご提出ください。
3-6	「配偶者特別控除」の欄に金額が入っています。「市民税所得割額が分かる書類」は1人分で大丈夫ですか。	「配偶者特別控除」を受けている場合は、配偶者にも住民税が課税されていますので、2人分の書類が必要です。
3-7	配偶者の扶養の範囲以内で働いています。課税証明では0円(非課税)となっていますが、提出する必要はありますか。	配偶者の「市民税または町民税の所得割額が分かる書類」で、配偶者控除を受けていることが確認できるのであれば、所得がない方、課税されていない方の書類の提出は不要です(配偶者の書類のみでOK)。
3-8	育児休業中だったので、令和6年は収入がありませんでした(配偶者は収入あり)。この場合も、令和7年度の課税証明書を提出する必要はありますか。	配偶者の「市民税または町民税の所得割額が分かる書類」で、配偶者控除を受けていることが確認できるのであれば、所得がない方、課税されていない方の書類の提出は不要です(配偶者の書類のみでOK)。 (配偶者控除に入っていない場合は、本年1月1日に住所があった市町に「住民税の申告」をして、その申告書の写し(電子申請の場合は、その申請内容が分かるもの)をご提出ください。)
3-9	ふるさと納税をしています、「市(町)民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」には何も記載されていません。	お手数ですが、お住まいの市役所・町役場の税担当課へお問い合わせいただき、内訳を聞き取ってください。聞き取った内容を「 税額控除に関する申立書 」に記載して、他の書類と併せてご提出ください。
3-10	今年(令和7年)9月以降に入園しました。申請には令和6年度の税額通知書も必要ですか。	令和7年9月～令和8年3月利用分は、令和7年度の所得割額で判定しますので、令和6年度の書類は不要です。
3-11	今年(令和7年)8月までに退園しています。令和7年度の税額通知書も必要ですか。	令和7年4月～8月利用分は令和6年度の所得割額で判定しますので、令和7年度の書類は不要です。
3-12	令和6年度の課税証明書は、昨年取得したもので大丈夫ですか。	税の修正申告等をしていなければ、昨年を取得されたものでも構いません。

No.	質問	回答
3-13	提出する住民票の有効期限(○か月以内など)はありますか。	発行からおおむね3ヶ月以内のものをご提出ください。
3-14	年度途中で離婚し、ひとり親になりました。申請には、元配偶者の書類も必要ですか。	<p>年度途中で世帯の状況が変わった方は、変わる前と変わった後でそれぞれ対象になるか判定しますので、離婚前までの期間は元配偶者の書類も必要です。</p> <p><例></p> <p>6月に離婚後、母が子どもを養育 ⇒4～6月利用分 両親の市町民税所得割額で判定 (2人分の書類が必要)</p> <p>⇒7～3月利用分 母親の市町民税所得割額で判定 (1人分の書類でOK)</p> <p>= 父の令和6年度、母の令和6・7年度の市民税(町民税)所得割額が分かる書類を提出</p>
3-15	昨年まで海外に居住していて、日本国内で納税していないため、課税証明などの所得割額が分かる書類がありません。	<p>海外居住時の勤務先等に、下記の証明を受けていただき、書類を提出してください(様式は任意)。提出いただいた書類を基に市民税(町民税)所得割相当額を算出し、本事業の対象になるか判定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度所得割額 ：令和5年1月～12月の給与の額・社会保険料等* ・令和7年度所得割額 ：令和6年1月～12月の給与の額・社会保険料等* <p>※生命保険料や被扶養者など、年末調整で申告する内容を含む</p>
3-16	自分の市民税(町民税)所得割額は何かを見れば確認できますか。	<p>① サラリーマン、公務員などの給与所得者 ⇒ 市民税(町民税)・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用) (毎年5月下旬～6月頃に勤務先から配布されます。)</p> <p>② 自営業者など ⇒ 市町民税(町民税)・県民税納税通知書(課税明細書) (毎年5月下旬～6月頃に市・町から自宅へ郵送されます。)</p> <p>③ ①または②の書類が手元にない方 ⇒ 課税証明書 (お住まいの市・町の窓口などで発行(手数料がかかることがあります。)発行方法は市町へお問い合わせください。)</p>
3-17	市民税(町民税)所得割額が分かる書類として、マイナポータルからダウンロードした様式でも提出できますか。	氏名等の記載がないため、できません。
3-18	令和6年12月に紙の健康保険証が廃止になったため、保険証を持っていません。何かで代用できますか。	<p>令和6年12月以降に生まれた子どもや、転職等により保険者が変わった保護者とその扶養家族など、保険証を持っていない場合は、住民票のコピーか資格確認書(お持ちの場合)のコピーを提出ください。(どちらも世帯全員分必要です。)</p> <p>保護者が扶養していることを確認するため、マイナンバーカードでは代用できません。</p>

【4 申請方法】

No.	質問	回答
4-1	対象となる保育施設を利用していましたが、年度途中で退園しました。どこへ申請するのですか。	利用されていた保育施設へ申し出てください。 ※年度途中で認可保育所等に転園された場合、転園先の認可保育所等利用分は、お住まいの市町へ申請していただくことになります。 詳細は市町の保育担当課へお問い合わせください。
4-2	申請書を園ではなく県へ直接提出できますか。	本事業は、保育施設が対象者の保育料を軽減した場合に、その軽減額を県から施設へ補助する制度です。県への申請は各施設が行うことになりますので、申し訳ありませんが保護者の方から県へ直接提出いただくことはできません。

【5 その他】

No.	質問	回答
5-1	軽減された保育料はいつ頃戻ってきますか。	還付の時期などはそれぞれの施設によって異なりますので、利用されている施設へお問い合わせください。 なお、県から対象施設への補助金は翌年の5月頃に支払う予定です。
5-2	昨年度も対象でしたが申請できていませんでした。今から申請できますか。	申し訳ありませんが、今年度の対象期間(令和7年4月～令和8年3月)外の利用分は申請できません。
5-3 [再掲] 3-3	課税証明はどこで発行できますか。	市役所・町役場の窓口等で受けられます。また、マイナンバーカードを使ってコンビニで発行できる場合もあります。詳しくは、お住まいの市役所・町役場へお問い合わせください。
5-4 [再掲] 3-4	昨年引越をして住所が変わりました。昨年課税証明は、今住んでいる市の市役所で発行できますか。	その年の1月1日時点で住所があった市町村へ申請してください。 <例> 令和6年度の住民税 : 令和6年1月1日の住所地 令和7年度の住民税 : 令和7年1月1日の住所地